

鳥取県告示第523号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）企業調査

2 調査の目的

県内の民間事業所におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援の取組、男女がともに働きやすい職場づくり、能力活用の取組などについての調査を行うことにより、鳥取県の実状に応じたワーク・ライフ・バランスを推進するための基礎資料とする。

3 調査対象の範囲

県内の民間事業所のうち従業者（常用雇用）規模10人以上の1,000事業所

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 企業の基本属性

イ 企業の取組実態

ウ ワーク・ライフ・バランスに関する考え

エ ワーク・ライフ・バランスに対する支援制度及びその利用実態

(2) その基準となる期日

平成21年8月1日

5 報告を求める者

鳥取県

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象の事業所に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。

7 報告を求める期間

平成21年8月1日から同月10日まで

8 調査票情報の保存期間

1年間

9 結果の公表方法

報告書の作成及び鳥取県のホームページでの公表